

○農林水産省告示第九百五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第三条第一号の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第三条第一号の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十三年五月六日

農林水産大臣 鹿野 道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）